

# JICCPA実務指針等の移管プロジェクト、検討—ASBJ

去る5月16日、企業会計基準委員会は第501回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 金融商品の減損

第199回金融商品専門委員会（2023年6月1日号（No.1678）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ2を採用する金融機関における直接償却の取扱いについて、審議が行われた。

事務局から、国際的な比較可能性の確保と実務への影響を踏まえて、直接償却に関するIFRS9号「金融商品」の定めを取り入れる等の案が示された。

委員からは、案に賛同する意見が多く聞かれた。

## 電子決済手段の発行・保有等の会計上の取扱い

前回の親委員会（2023年6月1日号（No.1678）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いに関する実務対応報告等の文案について、審議された。

## JICCPAが公表した実務指針等の移管

日本公認会計士協会が公表している会計に関する実務指針等を、ASBJに移管するプロジェクトについて、審議が行われ、次の事務局案が示された。

会計に関する指針のみを扱う実務指針等についてはすべて

2024年3月までに移管する。それ以外の実務指針等は移管の対象としないが、これらのうち、継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性の調査研究を実施し、

2024年6月までに完了する。委員からは、おおむね賛同の意見が聞かれた。

## 開示

ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関してIFRS7号「金融商品・開示」における信用リスクおよび予想信用損失に関する開示の定めを取り入れ方について議論された。

## 会計

## POCCI、開示について検討—ASBJ、金融商品専門委

去る5月24日、企業会計基準委員会は第200回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発について、次の事項の検討が行われた。

## 購入または組成した信用減損金融資産の取扱い

ステップ2を採用する金融機関における購入または組成した信用減損金融資産（以下、「POCCI」という）の取扱いについては、信用減損金融資産に係る利息収益の認識の審議で整理する必要があるとの意見が聞かれていた。

IFRS9号「金融商品」では、POCCIの償却原価には、信用調整後の実効金利を適用し

なければならないとされているが、その実効金利の算出には、システム上のデータ連携などの実務上負荷が生じる。これは、実効金利法による償却原価法の採用に関する審議での論点（以下、「本論点」と共通しているとの事務局分析が示された。

そのうえで、POCCIに関するIFRS9号の定めは、ステップ4を採用する金融機関における定めを検討したうえであらためて検討するとしている本論点と、あわせて検討するとの案が示された。

専門委員からは、事務局案への賛意が多く聞かれたが、「購入と組成を分けて検討すべき」との意見があり、事務局から「今

後、より深掘りして検討していく」との回答があった。

ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関してIFRS7号「金融商品・開示」における信用リスクおよび予想信用損失に関する開示の定めを取り入れ方について議論された。

事務局からは、IFRS7号の開示をすべて取り入れて整合的なものとする基本的な方針が示された。そのうえで実務上の困難性が特に高いと思われる開示項目について、特に利害関係者の関心が高いものに焦点を当てて個別に検討するとの案が示された。

専門委員から、個別に検討すべき項目として、予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報および定性的情報の「金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動および当該変動の理由の説明」および「金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明」、信用リスク・エクスポージャーの「金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融

資産の総額での帳簿価額ならびにローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示、「財務情報以外の書類への参照」等が挙げられた。

会計

ISSB公表の情報要請および公開草案、紹介—SSBJ

去る5月18日、SSBJは第13回サステナビリティ基準委員会を開催した。

最近ISSBがコメントを求めている次の公表物について、説明が行われた。

・アジェンダの優先度に関する協議

5月4日に公表された(内容)は2023年6月1日号(No.1678)情報ダイジェスト(参照)。2023年9月1日が

コメント期限。

・SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タフソノミのアップデート

5月11日に公表された(内容)は6頁参照。2023年8月9日がコメント期限。

具体的なコメント内容については、次回以降審議される予定である。

国際会計  
国際課税改革第2の柱モデルに伴いIAS12号、改訂—IASB

去る5月23日、IASBは「国際課税改革—第2の柱モデルルール」…IAS12号の改訂」を公表した。

国際課税改革

経済協力開発機構(OECD)およびG20は、以前から税源浸

食・利益移転(BEPS)に係る包摂的枠組みに取り組んでおり、経済のデジタル化から生じる税務における課題解決に向けた対応がされている。

ここでは、国際課税システムの信頼を回復し、価値が創出さ

ポジティブ・メンタルヘルス

10 yearに乾杯や

メンタルクリエイター 江口毅

おかげさまで起業して10年が経ちました。10年前、開業届を出した。10年前の吉日を選んで、たまたま「幸福の日」(5月29日「こふくふく」と制定されている日)だったことが懐かしく思い出されます。

おかげさまで起業して10年が経ちました。10年前、開業届を出した。10年前の吉日を選んで、たまたま「幸福の日」(5月29日「こふくふく」と制定されている日)だったことが懐かしく思い出されます。

次に、この10年大切にできた「仕事との向き合い方」は、目の前のお客様とご一緒大事にしてリピートと紹介を狙って、「損して得取れ」の精神で自分の売上に囚われないことの2つです。目の前のお客様の満足だけを考えると仕事をするごでリピートや紹介が増え、徐々に事業が成り立つようになりました。また、自分の売上よりも先方のお役に立てることだけを考えた結果、不思議なもので売上は自ずと上がっていきまし

節目という点もあり、なぜ10年続けてこられたのだろうかと考えました。筆者はメンタルヘルスを専門としているので、ストレスチェック制度やパワーハラスメント防止などが法制化されたという時代の追い風の恩恵を受けたことは確かでしょう。しかし、それ以上に重視すべき理由があると考えます。それは、「自身のあり方」と「仕事との向き合い方」です。

この10年、「自身のあり方」を問い続けてきました。そのなかで思い至った考えは、次の3つです。

筆者が大切にしている「自身のあり方」と「仕事との向き合い方」について述べてきましたが、実はできていないことも結構あります。ごつにもやる気が起きなくて、ダラダラと過ごしてしまつことも少なくありません。人間だからそんなものだと思います。ただ、どのようなときでも、自分が何を大切に生き、仕事をしているかを問

① 自分は何ができて、何ができないのかを知ること

筆者も競争社会で生きてきた年代ですが、他者との比較で得られる「自信」は脆く不安定なものです。一方で、自分には何ができて、何ができないのかを知り、そういう自分で大丈夫なのだと思っていけるといふ「自信」は安定しています。筆者は、自分の強みと弱みを知り、それを認められる自分

② 自分の調子がよい状態を知ること

筆者が公私ともに調子がよいと感じるときは、NCR(New thing Challenge Reading)が満たされているときです。つまり、新しいことに興味を持ち、やるたことがないことに挑戦し、継続的に本を読んでいる状態にあるとき、調子がよいと感じます。このことがわかって以来、調子が悪いときはNCRのなかで欠けていることに取り組み、たいていは調子を取り戻せるようになりまし

③ 自分が大切にしたいことを大切にすること

筆者が大切にしたいと思ってい

\*

幸福感につながる価値のある営みではないでしょうか。

れている国や地域において、適切な課税が行われるようにBEP Sに関する包摂的枠組みとして2本の柱が提案されている。

- ・第1の柱…全世界の収入金額が200億ユーロを超え、かつ、収益に占める税引前利益が10%を超える多国籍企業(MNES)に適用される。
- ・第2の柱…連結財務諸表の収益が7億5千万ユーロを超えるMNEsに適用される。

第2の柱であるグローバル税源浸食防止ルールは、これまでの国際課税ルールの見直しになる。

#### 本改訂の概要

このような動きに対して、IASBは、公開草案を2023年1月に公表し、同年4月の会合において当該公開草案に対して受領したフィードバックについて議論した。

新たな第2の柱モデルルールに従って課される税金は、国際的に標準化された計算方法が用いられ、MNEグループ内の低課税国を識別し、当該国や地域の実効税率をミニマム税率まで引き上げる調整を行うための課税となる。

今回のIAS12号「法人所得

税」の改訂では、第2の柱モデルルール導入から生じる繰延税金計算の一時的な例外措置が定められている。

一方で、第2の柱モデルルールの企業の法人所得税に対するエクスポージャーを財務諸表の

利用者が理解するための開示が求められている。

#### 適用関係

一時的例外は、公表後ただちに適用できる。また、開示は2023年1月1日以降開始事業年度から求められる。

#### 国際会計

## SASBスタンダードについての見解募集、開始——ISSB

去る5月11日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」(Exposure Draft, Methodology for Enhancing the International Applicability of the SASB Standards and SASB Standards Taxonomy Updates) (以下、「本公開草案」)を公表し、意見募集を開始した。

#### 本公開草案の概要

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」においては、IFRSサステナビリティ開示基準が開示すべき事項を示していない場合にSASB

で国際的に適用可能なものをアップデートされる予定であり、本公開草案の対象は気候関連以外の指標である。

#### コメント期限

また、本公開草案では、こうした改訂を反映するようにデジタル9日である。

#### 国際会計

## 利益持分報酬の適用範囲に関するASU案、公表——FASB

去る5月11日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「報酬—株式報酬(トピック718)——利益持分報酬の適用範囲」を公表した。

#### 公開草案の概要

報酬を企業の業績に整合させ、企業の将来の利益および/または株価の上昇に参加する機会を提供するために、従業員または他のサービス提供者に「利益持分報酬と類似の報酬(profits interest and similar awards)」を提供している企業がある。

#### 適用関係等

「利益持分」の定義はGAAPにはないが、税務上では「将来の利益および/または株価の上昇に参加するが、パートナーシップの既存の純資産に関する権利を有しないパートナーシップの持分」と定義される。

公開草案は、「遡及的」と「将来に向かって」のいずれかで適用されるが、適用日と早期適用の可否は未定である。コメント期限は7月10日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年5月12日	『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等の改正(案)	金融庁	外国会社が有価証券届出書等の提出に際し、その本国または本国以外の本邦外地域で開示または作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出すること等を「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に係る判断基準の明確化を図るもの。コメント期限は6月12日まで。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230512/20230512.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230512/20230512.html</a>	—
2023年5月22日	改定版「監査役監査実施要領」	日本監査役協会	令和元年会社法改正や改訂版コーポレートガバナンス・コードの適用開始などの2016年の前回改定以降の各種環境変化、監査役監査基準等の改定等を反映したものの。 <a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-6784/">https://www.kansa.or.jp/news/post-6784/</a>	—

金融

# G7サミットで必要なバランスの取れた経済議論

主要7カ国首脳会議（G7広島サミット）では、世界経済の先行きについて議論があった。各国首脳が物価の安定の重要性を共有し、金融不安については金融システム強化が必要との認識で一致した。物価の安定は確かに重要だが、それだけに焦点を当てるのは短絡的な考え方だ。物価の安定を追求する一方、経済成長や雇用創出の同時追求も忘れてはならない。

2019年、米国は失業率3.5%と50年ぶりの低さを記録したが、物価上昇率（インフレ率）は約1.8%と、米連邦準備制度理事会（FRB）の目標2%を下回った。雇用市場の改善が必ずしもインフレを引き上げるわけではない事例である。物価安定だけに目を向けると、こうした経済のダイナミズムを見逃すおそれがある。

また、金融システム強化が必要だとの考えも、一時的な対策にすぎなければ、本質的な問題解決にはつながらない可能性がある。たとえば2008年の金

証券

# 独り勝ちとなった日本株

金融危機の際に、米国政府は7,000億ドルもの公的資金を投じて金融機関を救済した。これは長期的な視点で見ると、モラルハザードの問題を内包している。すなわち、金融機関がリスクを取りすぎても政府が救済してくれると考え、歯止めが利かなくなる可能性は残る。

今回の議論には、一連の米国内の銀行経営破綻が念頭にあると考えられるが、これは個々の銀行の管理問題だ。金融システム全体の強化よりも、個々の金融機関の経営体制やリスク管理の強化に重点を置くほうがより有効な対策になる。

岸田首相は「物価の安定のために万全を期す必要がある」と発言した。日本の場合、2013年以降、日本銀行の2%の物価安定目標達成に向け、なりふり構わぬ金融緩和策が実施されたが、結果は限定的だった。物価安定のみを追求する政策では危うい。経済成長と雇用の創出、特に昨今は内需拡大政策の議論の少なさが懸念される。

5月中旬の日本株価は大方の予想を上回って上昇した。日経平均は11日から8日間の連騰、上昇率6.7%を記録、17日には1年8カ月振りに3万円の大台を回復した。同期間、主要国の株価指数は大半が1〜2%の上昇にとどまり、NYダウを始めマイナスとなったものも多い。

日本株の独り勝ち的な株価上昇をもたらしたのは海外投資家の買いである。海外投資家はほぼ資産運用会社で、投資の専門家である。彼らは最近の日本経済・企業業績の相対的な良好さ、日本企業の株主重視姿勢の強化、さらに植田日銀新総裁による金融超緩和政策継続の明確化等を評価し、4月以降、日本株買い姿勢を強めてきたようだ。

だが、最近の日本株価の独歩高をみて、日本株の米国離れとの評価するのは間違っている。日本株の8連騰が終わったのは、米国で政府債務の上限問題をめぐる大統領と議会の対立し、ことによっては財政支出がストップするリスクが浮上し

て、米株価が続落したからである。日本株価が再び上昇力を取り戻すためには、米国の政府債務の上限問題解決が必要だ。米経済が正常に機能せねば、世界経済全体が混乱する。日本だけは安全、安心とはいかない。米株価は低迷が続いているが、日本株価は順調だ、とはならない。

米国の政治的混迷が一段落すれば、米連邦準備制度委員会（FRB）のインフレ動向判断、金利操作計画に株式市場の目は集中する。これまでの金利引上げの効果で景気後退局面が到来し、株価下落となるのでは心配する向きもあるが、現在の株価にはインフレ収束のほうが必要である。収束が明瞭になれば、景気後退を恐れることはない。

これから米国のインフレがぶり返さず、FRBの利上げ計画の終焉が語られるようになれば、米株価は停滞状況を脱出し、上昇も期待できよう。日本の株価再騰は米国を先頭とする世界同時株高の一環として実現するだろう。